

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年1月6日（平成29年（行情）諮問第4号）

答申日：平成29年5月19日（平成29年度（行情）答申第60号）

事件名：特定会社に対する特定日を検査実施日とする検査結果通知の一部開示
決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 特定会社に対する平成25年12月17日を検査実施日とする
検査結果通知

文書2 特定会社に対する平成26年3月17日を検査実施日とする検査
結果通知

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月20日付け金検第570号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から、平成29年2月4日付け（同月6日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

金融庁は利害関係者（特定会社）と共謀して、庁内の記録を改ざんして立入検査を実施していると繰り返し申し立てていた。当時の検査局長は、現金融庁長官である。開示した審査請求人の事績管理簿（金総第2766号平成28年4月22日付け）と伝達（金監第1092号同月25日付け）はねつ造・改ざんされている。平成26年3月13日、同月14日、同月17日に2回と開示した平成25年12月2日の伝達が3回ある。伝達1回の情報を全て不開示にして伝達回数をねつ造して開示した。

平成26年3月13日大臣目安箱において、次男が伝達を指定した際、相談員Aは、次男が指定した伝達は、審査請求人の伝達と重複している。

既に詳細は伝わっていると言った。次男に対して「お母様（審査請求人）と長男，お名前をちょうだいしていますので，その口座（特定銀行1 広島支店）と，預金残高のお知らせと決算書の，口座番号とお客様番号」が伝達されていると言った。審査請求人は，相談員Bに「預金残高のお知らせと決算書の（以下略）」は伝えていない。相談員Aは，平成25年12月19日の広島支店特定個人Cの留守電内容を基にねつ造された情報を教えてきた。同月10日の伝達を「お父様（主人），お母様（審査請求人），三男，四男のその点は，相談員Bの方が伝えていきます。銀行側も把握していると思います。」。同月2日の伝達を「貸金庫の契約があったはずなのに，ないと言われていた。銀行員が何らかの不正を働いているのではないかとということで，回答してもらえないことが（黙って，通話を同時に聞いている第三者から指示を受けていた。）」，既に銀行に伝達していると言ったが，「貸金庫の契約（以下省略）」以外，事績管理簿と伝達に該当する情報が存在しない。

相談員Aは全て嘘の情報を教えてきた。嘘の伝達内容，嘘の銀行に伝達した日付と伝達した回数，嘘の相談回数を教えてきた。相談員Aは「貸金庫は金融庁に一切関係ない」と言っている。特定会社は貸金庫の検索をしていない。伝達が貸金庫の検索になるわけがない。審査請求人は，金融サービス利用者相談室で主人は口座を開設したことがない，貸金庫を借りたことが一度もないと言われていたと相談している。審査請求人は家族の口座の検索と口座の検索結果の相談をしていた。相談員Aの教えてきた嘘の伝達に重複している箇所はない。開示した伝達と内容が違う。金融庁は平成25年12月2日と同月10日の伝達内容を平成26年3月13日の時点で改ざんして，同年1月9日の伝達を抹消した。

事績管理簿《131202-11》で，相談員Bに誰の口座を検索したのか聞かれて，口座を検索したのは，主人，審査請求人，長男，次男，三男と答えている。名前の漢字を聞かれていないので，伝えていない。四男のことは伝えていない。長男が削除されて，次男が四男と入れ替えてある。

広島支店窓口で，特定個人Cが長男の名前を一度も聞いたことがないので口座の検索をしていないと嘘をついたことが，実際には検索をしていない明確な証拠となった。特定個人Cは，審査請求人の書類に名義番号3桁が記載されているのを見た際，お客様番号で検索したと言ったが，審査請求人と長男のお客様番号は同じである。この事実を審査請求人は聞こえていないので知らなかった。金融庁は，平成26年3月13日の時点で，同月10日付けで検査情報受付窓口へ送った情報（金検第444号平成28年4月22日付け）を基に，後付けで記録の改ざんを行っている。

平成25年12月2日，全国銀行協会から銀行本部に連絡があり，本部から広島支店に連絡があり，特定個人Cが対応している。特定個人Cは

「今回の問合せは（口座の）解約日を知りたいということですか？」と言っている。広島支店窓口で特定個人Cは貸金庫の検索はしていない。特定個人Cの回答は当社の回答である。例えば金融庁に相談しようとして特定個人Cの回答は変更がないと言った。存在しない名義番号7桁の載った書類を出すように責め立てた。

平成25年12月3日、特定個人Cは別人に成りすまして電話を掛けてきた。審査請求人が「特定個人Cか？」と聞いたら「違う」と言った。「あなたたちの口座は調査したけどなかった」「主人、審査請求人、長男、次男、三男の口座を検索した結果を回答している」事績管理簿《131202-11》の伝達に対する対応があった。口座の検索結果を銀行の正式な書面でするように言ったら、すぐに電話を切った。また理由も言わずに、主人の名前の漢字を教えるようにと電話してきた。審査請求人が主人の名前の漢字を答えると、すぐに電話を切った。同月4日には、特定個人Cとして電話をしてきている。特定個人Cは、別の行員として口座の検索結果を回答する必要があった。さらに主人の名前の漢字が必要な事態が起きた。金融庁から同月3日に伝達があった。同月4日には、広島支店特定個人Cは当社の回答、名義番号と言わなくなった。回答が変わっている。特定個人Cは、審査請求人と長男の口座の検索結果を言っている。同月2日《131202-12》銀行本部に審査請求人と長男の口座を問い合わせた銀行本部からの対応が同月4日にあった。金融庁は特定会社に伝達した日付を同月3日から同月5日に改ざんしている。

次男の事績管理簿（金総第2767号平成28年4月22日付け）と伝達（金監第1093号同月25日付け）で、次男と審査請求人の申出をねつ造して伝達している。審査請求人は伝達の説明を受けていない。伝達を依頼していない。次男の申出のねつ造を一部抜粋するが【当方は、特定会社広島支店にある亡夫の貸金庫や預金取引の現存照会を行ったが、銀行は亡父の氏名を聞いただけで、「現在取引がない」との回答をするだけであり、適切な対応を行わない】当方が審査請求人でも次男でも該当するように申出をねつ造して、伝達をしたことに改ざんしている。

相談員Aは、「特定会社の顧客対応、あるいは情報開示の相談でしたので、相談窓口で承りました」「次男は、特定会社が口座の情報等をきちんと調べないで対応したことに関して、金融庁に銀行法に違反しているか回答を求めた」と言っている。既に伝達した内容を過去に遡り改ざんしたことは明白である。

『平成25年12月2日に、金融庁の金融サービス利用者相談室に母（審査請求人）が相談した後、同月3日に特定個人Cではなく、別の行員から電話が掛かってきたが、母は電話に出なかった。』（以下略）『母の代理として当方が特定会社お客相談室（原文ママ）に電話したところ、「広

島支店の特定個人Cから連絡している。」とのことだった』。次男は『』内を発言していないだけでなく嘘である。電話に出なければ誰が掛けてきたのか分からない。次男は池袋支店にしか電話をしていない。特定会社の検査実施中の同月19日以降から平成26年3月12日の間に、次男が審査請求人の代理として特定会社に電話したとの情報をねつ造している。次男は審査請求人の代理として電話をしていない。さらに特定会社が次男に「広島支店の特定個人Cから連絡している。」と説明したと特定会社の対応をねつ造している。次男は説明を受けていない。『その後も度々留守電に「緊急に連絡してほしい」と入っていたが、特定個人Cは母に暴言を吐き、ひどい対応をしたことから、母は電話に出ることができなかった。』次男は発言していない。特定会社が検査実施中の金融機関になった平成25年12月17日から、突然特定個人Cによる留守電に用件を入れない電話が数十件あったので審査請求人は電話に対応できなくなった。度々「緊急に連絡してほしい」との留守電はなかった。

伝達日を平成25年12月5日に改ざんして、平成26年3月13日と同月17日、相談員Aは次男に、特定会社は、「金融庁からの伝達に対して、何らかの対応をとっている」と思われる。特定個人Cが電話を掛けてきている。「審査請求人と次男が銀行に連絡を取っていないので」銀行本部に連絡を取るように言った。同日の時点で、伝達を訂正はできない。取り消すことはできるかもと言っている。次男の伝達には「次男が審査請求人の代理として銀行に電話した」「銀行から特定個人Cが連絡していると説明を受けた」との記載はなかった。過去に遡り、既に行っている伝達を改ざんしたことは明白である。監督庁による「検査妨害」であり違法である。次男が指定した伝達を、相談員Aが担当課に確認して、担当課から至急伝達できると回答があった。

（相談員Aが復唱した伝達）

伝達1、（広島支店特定個人Cは）一切（口座の）検索をしていないようなだけでも、きちんと回答を書面でもらいたい。

伝達2、お母様の名義番号（3桁）では、検索できないと言っているが正式な回答としていただきたい（次男は、特定個人Cは母に存在しない名義番号7桁の載った書類でしか口座の検索できないと言ったが、名義番号とは何かということをご正式な回答としていただきたい。と言ったので、相談員の発言は意味が違う）。

伝達3、どういう形で、その書面等送ってきているけど、住所を知ったのか教えてほしい。

伝達4、お母様の耳が聞えづらいにもかかわらず、筆談を申し入れたが、大声を上げて特定個人Cが断ってきた事実（相談員は、どう喝のくだりで知っているのに、初めて聞いたと嘘をついた。）。

伝達5，（広島支店特定個人Cが）何を検索したのか分からないような状況にあるので，きちんと検索した内容を明確にしてほしい。1番目のものと同じになるが，その回答を書面でしてほしいという部分。

（再度確認した際，相談員Aが復唱した伝達）

伝達1，広島支店特定個人Cが（口座の）検索を一切していない様子なので，きちんとその事実を，当社の回答，銀行の回答を書面で確認したい。

伝達2，母親が名義番号では検索できないと言われたわけですね。その点に関して具体的な内容，正式な回答をしていただきたい（次男は，（口座を）名義番号でしか検索できない，と訂正した。）。相談員Aは，その点は冒頭いろいろと，きちんと記録をとらせていただいております，と言った。

伝達3，郵便に関して，その何度も送ってくる。どういう形で，あの母親の住所を知ったのか。銀行側には伝えていないにも関わらず，知っていることに関して，きちんと事実を明らかにしてほしい。

伝達4，窓口で母親が，耳が聞こえづらいので筆談をお願いしたところ，特定個人Cは大声を上げて断った。そのような顧客対応はどうかということ。

伝達5，何を検索したのかですね。「特定個人Cがですね。本店でしょうか。どちらもですね。」何を検索したのか分からない状況が今あるので，何を検索したのか明らかにしてほしい。

伝達6，特定個人Cの対応が銀行の正式なものなのかどうかを確認，回答してほしい。

次男は特定個人Cが何を検索したのかと言っているのに，伝達5を「特定個人Cと本店」に改ざんしている。改ざんに合わせて，審査請求人の平成25年12月2日《131202-12》の相談と伝達「どこに行っても特定個人Cが対応してくると相談したので，相談員Bは，銀行本部（本店お客様相談室）に口座を問い合わせるように指示をした。銀行本部で，審査請求人と長男の口座番号を聞かれて，広島支店特定個人Cに確認して連絡すると言われたと，相談員Bに報告した。」を改ざんして「担当してくれているのは，広島支店特定個人Cである。」とねつ造がしてある。

相談員の復唱の時点で伝達内容が改ざんされているが，次男はおおむね上記の伝達内容だけを特定会社本店に伝達するように指定した。そもそも相談員の方から伝達を勧めてきて，伝達は本店にすると説明があった。相談員は，次男の指定した伝達以外は伝えないということを再三確認している。次男の指定した伝達に対して，特定会社広島支店から，貸金庫の検索をした。名義番号とは何かを回答するように伝達を指定したが，ご存知のとおり，お取引番号と，一度も聞いたことがない嘘の返答がきた。広島支店特定個人Cは，口座の検索ができなければ貸金庫の検索はできないと言

った。広島支店窓口で貸金庫の検索はしていない。審査請求人と次男は金融サービス利用者相談室で、貸金庫の解約日を依頼していない。「伝達が貸金庫の検索になるわけがない。」金融庁は、銀行の違法行為を隠蔽するため、過去に遡り、後付けで記録の改ざんを繰り返している。

特定会社広島支店での出来事と、平成25年12月2日の相談と、特定個人Cの対応と、同月9日、同月10日の池袋支店特定個人Dの対応から、事績管理簿《131202-11》の相談と伝達内容は、「広島支店特定個人Cが、貸金庫係から広島支店お客様窓口まで、どこに行っても対応してくる。お客様係に書類を提出すると、すぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Cが書類を持って出てきた。」「特定個人Cは、特定銀行1広島支店の審査請求人家族（主人、審査請求人、長男、次男、三男）の口座を検索した。窓口では、審査請求人の書類だけ提出して、長男の書類は見せていない。」「主人は平成6年に亡くなっている。主人は口座を開設したことがない。貸金庫を借りたことが一度もないと言われている。平成4年以降、貸金庫に主人と一緒に入って次男と三男の高額な証書を確認している。」「主人は50年以上前から、特定銀行1新宿支店に貸金庫を借りていて、昭和51年に特定県特定市（現特定市）に引越しをした際に、（当時は一番近かった）特定銀行1広島支店に口座を移した。同時に主人は広島支店に貸金庫を借りた。」「特定個人Cは、氏名（カナ）を聞いたただけですぐに回答している（氏名だけで検索している）。窓口でも機械を操作することがなく奥に行ってすぐに戻ってきた。検索をしている様子が一切ない。検索できるような時間はなかった。特定個人Cは、実際には検索をしていないのではないか。」「広島支店は、平成4年までデータがある。同年以降の全保有データを検索したが、情報が出ないので顧客ではないと追い払われた。同年以降も利用があった。データが改ざんされているのではないか。」「口座は解約していない。特定個人Cは、口座を解約していると言うが口座の解約日を教えない。」「住宅金融公庫の支払のため、主人が審査請求人と長男の口座からお金を出して払っている。（特定銀行1と特定銀行2の間で）平成4年以降もお金のやりとりがあった。」。

平成25年12月2日と同月3日の相談と、相談員Bの発言から事績管理簿《131202-12》の相談と伝達内容は、「銀行本部で、審査請求人と長男の口座番号を聞かれて、広島支店特定個人Cに確認して連絡すると言われた。」「銀行本部に口座を問い合わせても、特定個人Cを通して返答が来る。」金融庁は、おおむね上記の相談を銀行に伝達している。開示した事績管理簿と伝達内容は全て改ざんされている。

当時、次男は東京にいたので広島支店での詳細は知らなかった。平成25年12月9日、次男は池袋支店で手続するのに必要な書類を聞くために電話をした。テレホンセンターで紛失係は混んでいるのでと、池袋支店に

電話をつながれた。池袋支店特定個人Dは、どんな古い書類でもいいので、所有していないかと聞いてきた。特定個人Dの方から口座の検索をしてきた。口座の検索時は保留音楽が流れて待たされた。特定個人Dは、次男の口座を検索した結果「口座はない」と言った。特定個人Dは、氏名（カナ）と名字を聞かずに、漢字の名前から聞いてきた。よって次男は〇〇〇〇〇〇〇〇と名乗っていない。次に住所と、最後に生年月日を聞いてキーボードを打って入力しているが、「口座はない」と言った後、生年月日を外して氏名（カナ）だけで検索したと言った。違うと言っているのに「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」でも検索した。このときは保留時間もなく、すぐに「口座はない」と言った。最初の検索時には、名前の漢字を聞く前に氏名（カナ）を入力している。当然既に検索結果が出ている。特定個人Dは、口座を検索するフリをした。実際には口座の検索をしていない。特定個人Dは、電話と窓口での、口座の検索結果は同じ。氏名（カナ）だけで特定銀行3を含めた全店舗、全支店の口座の検索ができると嘘をついた。当時システムが違うので、特定銀行3の口座は検索できなかった。特定個人Dは、広島支店特定個人Cが氏名（カナ）だけで全保有データを検索できると審査請求人に言ったことを知っていた。次男に前保有データではなく、全店舗、全支店の口座の検索ができると変更して説明していた。特定個人Dは、次男に氏名以外の情報を聞いて、口座を検索してみせた。次男の名前が伝達されている。広島支店特定個人Cと同じように「氏名（カナ）だけ」で検索したと言った。「口座はない」と言ったが、解約しているとは言わなかった。同月10日特定個人Dは、突然10年で自動的に全情報を削除していると言い出した。昨日の口座の検索は10年しかしていないと言った。「同日に金融庁から立入検査の予告があった。」次男は、「次男と長男の口座は同じ特定銀行1広島支店。審査請求人が兄（長男）の口座を問い合わせている」としか言っていないのに、特定個人Dは、審査請求人と長男の口座が広島支店であることを知っていた。全支店に銀行本部から伝達に対する隠蔽工作の指示が出ている。上司の特定個人Eは、当初池袋支店で口座の検索結果は出せると言っていた。休眠預金であろうと残高0円であろうと必ず検索できる。実際には検索していないのにシステム検索をしたので漏れはない。「次男の口座の解約は確定している。口座はない」は当社の回答と言った。口座の閉鎖の調査依頼を広島支店でする手続を教えてきた。郵送での手続をお勧めする。どの支店でも手続はできる。しかし特定銀行3の支店はシステムが違うので、特定銀行1の口座の検索はできないのでお勧めしない。契約時の住所と現住所の住所変更の時間がたっている場合、当日には手続ができない。主人の口座の検索には、除籍謄本等の書類が必要である。池袋支店の説明で、広島支店特定個人Cが、実際には口座の検索をしていないこと。嘘をついていることが明確になっ

た。

平成25年12月10日、池袋支店のことを審査請求人が「次男の口座は解約が確定していると言われた。広島支店と検索結果が違う。次男の行った東京の支店は全情報を10年で削除している。広島支店は平成4年からデータがあると言っているのに、次男の行った東京の支店は10年しか検索できないと言っている。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている」と相談した。金融庁はおおむね上記の相談を特定会社本店に伝達した。同月2日の相談と同月10日の相談の伝達内容は重複していない。

特定会社は、広島支店も池袋支店も、実際には口座の検索をしていないのに、口座の検索をしたと嘘をついた。口座はあるのに、口座はないと嘘をついた。広島支店も池袋支店も当社の回答であると言った。銀行本部に連絡が行った後も、銀行本部は全支店に隠蔽を指示し、当事者である特定個人Cに対応を続けさせた。

特定会社の立入検査実施中の平成26年1月9日、最初に対応した相談員Aは、審査請求人に銀行名を言わそうとしていた。審査請求人は聞こえていないので、相談員Bと言っていたら、相談員Bに代わり、相談員Bが「特定銀行4広島支店」と言った。審査請求人の相談している銀行を、特定銀行1広島支店から特定銀行3広島支店に改ざんしていた。事績管理簿には「特定銀行3広島支店」になっている記録がない。金融庁は、改ざんと秘密漏洩を兼ねた犯罪を伝達と称している。金融庁は、改ざんのために銀行本店に伝達をしている。立入検査実施中に金融庁と特定会社の間だけで、特定銀行3広島支店の相談になっている。銀行は、金融ADRに依じる義務がある。特定個人Cは広島支店窓口で、「全保有データを検索したが情報が出ない。どのような手続もできない」とだました。審査請求人の筆談の依頼を大声で断り「訴訟するのか」とどう喝した。金融庁は、次男を特定会社に対応させるために、平成26年3月13日相談員Aは、次男に審査請求人の相談内容等を開示するとだまして、次男を審査請求人の代理人に仕立て上げた。次男から審査請求人に電話を代わった際、審査請求人が聞こえていないことを確認した上で、平成25年12月10日が最後の相談日、最後の伝達のあった相談日と嘘をついた。前回の担当相談員Bが対応すると言って、相談員Bに代わろうとしていた。平成26年1月9日と同じ相談員、同じ手順、手口である。相談員が相談者（国民）に対して、嘘をついたことを根拠に記録の改ざんを実行していた。金融庁は、利害関係者と共謀して庁内の記録の改ざんを行い違法な立入検査を実施していた。

相談員Aは嘘が発覚した後、次男が「母（審査請求人）は平成25年12月に相談した」と言ったと事実をねつ造して、次男に指摘されるまで、

審査請求人が平成26年1月に相談したことを知らなかったと嘘をついた。嘘に嘘を重ねて「嘘はついていない」と嘘をついた。金融庁は検査情報受付窓口へ送った情報から、嘘と改ざんを、審査請求人と次男には立証できないと判断したので記録の改ざんを行い、相談員は平成26年1月9日の通話を聞けば、すぐ発覚する嘘をついた。同年3月13日相談員Aは「次回検査する」と言ったが、同月17日から特定会社が再び検査実施中の金融機関になったことを教えなかった。次男が広島支店には、口座の検索をした証拠が何もないと言ったら、相談員Aは次回検査時には、書類の保存期間は過ぎていていると言った。警察に行っても無駄だとだました。金融庁は、立入検査で銀行の違法行為があっても告発しない。立入検査の処分は一切公表をしないとだました。相談員Bは、金融庁は銀行を検査する権限がないとだました。審査請求人と次男は、検査をしてくださいと公益通報をしているのに、公益通報の仕組みと手続を教えなかった。相談員は嘘をついてだます。秘密漏洩と記録の改ざんのために対応をしてきている。相談員Aは検査情報受付窓口へ送った情報を改ざんするために対応してきた。次男の事績管理簿《140313-8》の相談内容の概要6で、特定個人Cが筆談を大声で断った際の出来事を「母に暴言を吐いた」と改ざんしている。特定会社の高齢者と障害者に対する人権侵害を、相談者の申出を改ざん・ねつ造することで隠蔽した。検査情報受付窓口へ、広島支店窓口で特定個人Cは、審査請求人の筆談の依頼を、「何が目的か」「自分で書け」と大声をあげて筆談を断った。弁護士や司法書士等を通してと言うと、特定個人Cは立ち上がって、訴訟するのかとどう喝した。と送っていたら、次男が「母（審査請求人）の筆談の依頼を、大声をあげて筆談を断った」と言った瞬間に、相談員Aは「どう喝されたんですね」と言った。「弁護士や司法書士等を通してと言うと立ち上がってどう喝した」を「大声をあげて筆談を断った」まででどう喝したと改ざんしようとした。相談員は「大声を上げることを金融庁ではどう喝と表現する」と言ったが、筆談を大声で断った際の出来事を「暴言を吐き、ひどい対応をした」に改ざんしている。金融庁は高齢者と障害者に対する人権侵害を行った。

平成25年12月17日から約半年間実施した立入検査で、特定会社の「実際には口座の検索をせずに、検索した結果、口座はないと嘘をつき、口座はあるのに預金者に手続をさせずに、多額な預金と口座をとっている犯罪」に対して、犯罪行為を認識しながら処分と告発を行わなかった。庁内の記録を過去に遡り改ざんして犯罪の隠蔽を行った。事績管理簿から「特定会社が口座を検索した。口座の検索結果を回答した。」といった、口座の検索に関わる情報を全て削除、改ざんしている。審査請求人が高齢であること、耳が聞こえないので書面で返答してほしいと申出をした事実を全て削除している。高齢者と障害者への人権侵害である。

検査情報受付窓口で「実際には口座を検索していないのに、口座を検索したと嘘をついた。口座はあるのにないと嘘をついた」と送ったら、金融庁が、審査請求人の過去の伝達を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんして、金融庁の改ざんしたとおり、特定会社は貸金庫の検索をしたと返答してきた。特定会社は貸金庫の検索をしていない。立入検査実施中に利害関係者と共謀して記録の改ざんを行った。

記録の改ざんが発覚・露見したので、平成26年8月22日、検査情報受付窓口から金融モニタリング情報受付窓口に変更。検査実施中の金融機関の公表をやめた。検査情報受付窓口にあった『これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用しているところですが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。』『検査には、経営管理（ガバナンス）態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピュータシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。』等、検査に使用すると記載、立入検査は利用者保護の確保、利用者利便の向上のために行われるとの記載を全て削除した。同年9月8日、金融モニタリング情報受付窓口から、金融モニタリング情報収集窓口に変更の際にURLとFAX番号を変更した。「検査実施中の金融機関」から「情報を受け付けている金融機関」に変更、さらに「情報を募集している金融機関」に変更した。受付でなく募集である。

平成26年3月15日に伝達の様式を変更したことから始まり、金融モニタリング基本方針、監督指針、検査マニュアル等の特定会社の違法行為に該当する箇所を全て削除・変更した。「金融検査に関する基本指針」から「金融機関の法令等遵守態勢」を全て削除等、現在まで隠蔽と虚偽の公表を繰り返している。

平成26年7月4日金融モニタリングレポートの公表について、主要行等に対する検証項目の金融モニタリングレポートがない。同月30日「金融検査結果事例集」の公表について、目次に信託兼営金融機関と金融持株会社の項目がない。違法な立入検査が露呈したので該当する検査結果が含まれた公表をしなかった。平成26事務年度には、情報を募集している金融機関に特定会社と特定グループ1、お金のやり取りがあった特定銀行2と特定グループ2は一度も掲載されなかった。

金融庁の法令等遵守を担保する、法令等遵守調査室は、特定会社が検査実施中の金融機関として掲載中には受付状況の更新をしなかった。掲載終了後の平成26年6月末頃、受付状況を2年表記にして受付が0件なのに

2件と虚偽の表示を平成27年8月30日まで続けていた。行政不服審査法に基づく異議申立書を情報提供として扱い「具体的な事実はないので調査しない」と返答をしてきた。法令等遵守が存在しない。

伝達は「平成25年9月分金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」とあるが受付日は平成25年12月2日。同年9月分ではない。審査請求人は同月に相談していない。監督局銀行第一課は、同年12月2日と同月10日の伝達は重複していたので、同日の相談は伝達していなかった。伝達を取り消した理由を説明すると言ったが現在まで説明がない。伝達は重複していない。平成26年3月13日、同月14日に伝達日の確認をしているが平成25年9月分受付になっていたとの説明はなかった。金融庁は、開示請求に対してねつ造した情報を開示した。同年12月分の、審査請求人の事績管理簿の氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇。性別は男になっている。平成26年1月9日には女になっている。同年3月13日、次男が大臣目安箱に電話をした際、相談員Aは、お母様（審査請求人）が何度も相談しているので提言はできない。相談しかできないとだました。審査請求人の本人確認前から女だと知っていた。相談員Aは、審査請求人のフルネーム、〇〇〇〇〇〇〇〇で本人確認を行い前回の情報と一致したと言った。同日の時点では平成25年12月分だけを参照したと言った。相談員Aが作成した、次男の事績管理簿（金総第2767号平成28年4月22日付け）では、審査請求人は母、母親となっている。平成26年3月13日の時点では、事績管理簿の氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇。性別は女だったことは明白である。

相談員Bは、繰り返し〇〇〇〇〇様と言っている。事績管理簿にも当方の主人が～と記載されている。審査請求人は〇〇〇〇〇〇〇〇と名乗り、主人の名前を〇〇〇〇と言っている。名前の漢字は聞かれていないのでカタカナ記載の主人の名前〇〇〇〇は「〇〇」と別の漢字が事績管理簿に記載してある。相談員Aが作成した審査請求人の事績管理簿（金総第4903号平成28年6月27日付け）では、審査請求人の性別はまた男になっている。個人情報が変わるような出来事は何もなかった。〇〇〇〇〇〇〇〇で繰り返し本人確認を行っている。性別、氏名のフリガナ・漢字等の個人情報が違えば別人である。金融庁は、性別や氏名のフリガナ等の「同一である個人情報」を過去に遡って繰り返し改ざんしている。別人として検査をしたことに改ざんしている。信義誠実の原則と禁反言の原則に違反している。

既に伝達しているのに、実は伝達していなかった。伝達日の改ざん。既にして伝達の内容の改ざん。相談員が記録の確認しながら嘘をつく。過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている状況は金融庁にしか説明はできない。「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開

示している情報」が同一であることが法の前提にある。法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。記録の改ざんは犯罪である。金融庁は、検査結果を不開示にすることで、過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている。特定会社の犯罪を隠蔽しただけでなく、違法な検査を実施して処分を行わなかった犯罪を隠蔽している。金融庁は記録の改ざんが発覚・露呈しないように、検査結果を不開示にしている。金融庁は「透明」かつ「公正」な金融行政を掲げている。不開示理由は、全て該当しない。検査結果の全部開示を行い、金融庁と特定会社の法令等遵守の疑義に対する立証をするように申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年3月31日付け行政文書開示請求（同年4月4日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法9条1項に基づき原処分をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

(1) 本件開示請求に係る行政文書は、以下のとおりである。

平成25事務年度に、特定会社に立入検査を実施した検査結果通知

① 予告日等：平成25年12月17日

② 予告日等：平成26年3月17日

(2) なお、平成28年3月31日付け開示請求書からは、開示請求の対象となる行政文書を特定することが困難であったことから、当庁において、同開示請求書の記載を基に、対象となり得る行政文書を探索し、探索された行政文書の名称を参考情報として付記した同年4月18日付け補正命令を発出したところ、同年5月1日付け開示請求書（同月2日受付）により上記(1)のとおり補正されたものである。

2 原処分について

(1) 処分庁は、開示決定を行う行政文書の名称を文書1及び文書2のとおり整理した上で、法9条1項の規定に基づき、その一部のみを開示する旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり、一部のみを開示する旨の決定を行った理由は次のとおりである。

ア 不開示とした部分には、検査の着眼点や検査の手法等、検査方法に係る情報が記載されており、これを公にすることにより、検査において違法若しくは不当な行為の発見を困難にして、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は法5条6号イに該当する。

イ 検査は被検査金融機関の協力を得て、その経営の健全性及び業務の適切性の実態把握を行うものであるが、不開示とした部分には、金

融機関の経営内容等に係る情報及びその取引先に係る情報が記載されており、これを公にすることになれば、検査当局と金融機関との信頼関係を損ない、今後、検査において金融機関の協力が得難くなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にして、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法5条6号イに該当する。

ウ 不開示とした部分には、被検査金融機関の経営内容等に係る情報及び当該金融機関の取引先の法人等に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は法5条2号イに該当する。

エ 不開示とした部分には、検査官の氏名が記載されているところ、これは特定の個人を識別できる情報であり、また、どの金融機関をどの検査官が検査を行ったかについては公表慣行がないため、当該情報は法5条1号に該当する。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分において不開示とされた部分の全部開示を申し立てる。

(2) 審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、「金融庁は、検査結果を不開示にすることで、過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている。特定会社の犯罪を隠蔽しただけでなく、違法な検査を実施して処分を行わなかった犯罪を隠蔽している。金融庁は、記録の改ざんが発覚・露呈しないように、検査結果を不開示にしている。不開示理由は、全て該当しない。」等の理由により、本件審査請求を行ったものと解される。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の概要

検査結果通知書とは、立入検査を通じて把握した事項や問題点等を、検査部局内において審査・分析・検証し、最終的に、金融庁検査局長名で検査結果として取りまとめられる文書であり、立入検査終了後、検査部局の見解として、被検査金融機関に対し、交付されるものである。

原処分は、検査結果通知書に記載されている情報の一部が、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして当該部分を不開示としているのに対して、審査請求人は、不開示理由は全て該当しないと主張して、不開示部分を開示するよう求めていることから、以下、情報の類型ごとに、不開示事由該当性を検討する。

(2) 不開示事由該当性について

ア 検査の着眼点や検査手法等、検査方法に関する情報

不開示とした部分には、検査の着眼点、検査を通じて把握した問題点及び検査当局の評価等が全体にわたり不可分一体のものとして詳細に記載されているものと認められる。このような情報は、主任検査官をはじめとした検査当局職員の独自の検査上のノウハウが反映された内容であるといえることから、検査方法に関する情報としての性質を有するものと認められる。

このような情報が公になれば、今後、検査が実施されるであろう他の金融機関において、検査結果通知書を具体的に把握・分析することにより、あらかじめ検査方法等を知悉する機会が与えられることになるところ、そのような状況下で検査当局が他の金融機関に対する検査を行った場合、こうした事前分析を行っていた金融機関によって問題点等の発覚を不正に免れるための措置を講じられることになりかねない。

加えて、検査結果通知書の内容には検査当局の評価等が含まれていることから、金融庁検査局長策定の「金融検査に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）においては、検査当局だけでなく、被検査金融機関に対しても、その情報の秘匿を維持するよう求めるとの取扱いを示しているところである（基本指針Ⅱ・４・（４）１７ページ）。にもかかわらず、検査結果通知書の内容を公にすると、このような検査当局の要請に応じて厳格な情報管理を行ってきた金融機関の立場からすれば、検査当局自身が自ら示した取扱方針を破棄しているとも受け止められかねず、金融機関が検査に非協力的、消極的な対応をとることを助長し、実効的な検査を実施することが困難となる事態が想定される。

そうすると、検査方法に関する情報を公にすれば、検査当局による正確な事実の把握又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にして、検査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきであるから、当該情報は、法５条６号イに該当する。

イ 被検査金融機関の経営内容等に関する情報及び取引先に関する情報
（ア）不開示とした部分には、検査の着眼点、把握した問題点及び検査当局の評価等とともに、検査を通じて把握した、被検査金融機関の経営内容、経営管理態勢などの経営上の機密やノウハウ及び取引先に係る情報等、機微な情報が全体にわたり不可分一体のものとして詳細に記載されているものと認められる。これらの情報は、以下に述べるとおり、法５条２号イ及び６号イの不開示情報に該当する。

（イ）法５条２号イ該当性

上記（ア）の情報が公にされ、不特定多数人の知るところとなれば、被検査金融機関の経営状態や経営管理上の問題点等についての

いわれなき憶測を招き、ひいては合理的な理由なく顧客が減少するなどの事態を生じかねないばかりか、経営管理上のノウハウ等の詳細が競合する他の金融機関の知るところとなり、当該他の金融機関等において被検査金融機関の営業上の弱点等を踏まえた方策等を容易に講ずることが可能になる。

したがって、上記（ア）の情報を公にすると、法人たる被検査金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報は法5条2号イの不開示情報に該当する。

（ウ）法5条6号イ該当性

金融機関に対する検査は、法令に定められた権限の行使ではあるものの、直接的・物理的な強制力を伴うものではないことから、検査を実効的なものとするためには、被検査金融機関から任意の協力を得るほかない。この点、基本指針においても、金融機関に対する検査は、被検査金融機関に大きな負担等をもたらすおそれがあるものであることから、被検査金融機関の理解と協力があってはじめて実施できるものであるとの考え方が示されているところである（基本指針II・5ページ）。

そして、金融機関に対する検査に当たっては、被検査金融機関の経営内容等の詳細や当該金融機関の取引先の事業等に関する情報を取得することが必要不可欠であるところ、かかる情報は金融機関にとって秘匿の要請の極めて強いものであることから、当該情報が公にされることとなれば、当該金融機関は、今後、検査に非協力的、消極的な対応をとるに至り、その結果、実効的な検査を実施することが困難となることは容易に想定されることである。

このような事態が生じれば、検査当局による正確な事実の把握が困難となり、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを生ぜしめることは明らかであるから、上記（ア）の情報は、法5条6号イの不開示情報にも該当する。

ウ 検査官の氏名

（ア）不開示とした部分には、検査官の氏名が記載されているところ、当該情報は、以下に述べるとおり、法5条1号及び6号イの不開示情報に該当する。

（イ）法5条1号該当性

検査官の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号本文前段に該当することは明らかである。

そして、法5条1号ただし書該当性について検討すると、公務員

の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）において、①氏名を公にすることにより、同条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にするような場合、あるいは②個人の権利利益を害することとなるような場合等、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされており、当該申合せにより公にすることとした公務員の氏名については、同条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示することとなる。

本件についてみると、どの検査官がどの金融機関を検査したかについては公表する慣行はないばかりか、これを公にすると、当該検査官に対して不当な圧力が加えられるおそれがあり、これにより、検査官の私生活に影響を及ぼす等、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、また、国の機関が行う検査業務に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、上記申合せにおける「特段の支障が生ずる場合」に該当するものと認められる。したがって、検査官の氏名は、法5条1号ただし書イには該当しない。その他、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しないことから、検査官の氏名は、同号本文前段の不開示情報に該当する。

(ウ) 法5条6号イ該当性

上記(イ)のとおり、検査官の氏名は特定の個人を識別することができる情報であるところ、どの検査官がどの金融機関を検査したかを明らかにすると、当該検査官に対して、故意に検査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力が加えられるおそれがあり、国の機関が行う検査業務に支障があることは明らかである。

したがって、検査官の氏名は、法5条6号イの不開示情報にも該当する。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年2月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年4月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、本件不開示部分には、①金融庁が特定会社に対して行った検査に関する検査の規模、検査の項目、把握した問題点及び検査当局の評価等並びに②検査官の氏名が記載されているものと認められる。

(1) まず、上記①については、検査の規模、検査の項目、把握した問題点及び検査当局の評価等が全体にわたり不可分一体のものとして詳細かつ具体的に記載されているものと認められる。

そうすると、これらの情報を公にすると、今後、金融庁から検査を受ける可能性のある他の金融機関において、当該情報の分析等をし、金融庁の検査方針や検査方法を把握することにより、問題点等の発覚を不正に免れるための措置や対策を講じることが可能となるなど、検査に係る事務に関し、検査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。諮問庁が上記第3の4(2)アで説明するとおり、基本指針においても、「検査関係情報及び検査結果通知書の内容について、検査部局の事前承諾なく、検査・監督部局又は被検査金融機関以外の第三者に開示してはならない」旨の記載がされている。

したがって、上記①については、法5条6号イに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 次に、上記②については、検査官の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

そして、どの金融機関をどの検査官が検査したかについては公表慣行がなく、また、これを公にすると、当該検査官に対して不当な圧力が掛かるおそれがあり、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合

せ)」における「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものと認められ、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、当該氏名は、個人識別部分であるから、法6条2項の部分開示の余地もない。

したがって、上記②については、法5条1号に該当するため、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、原処分において、本件対象文書を特定し、法5条1号、2号イ及び6号イを理由にその一部を不開示としているが、原処分に係る行政文書開示決定通知書上は、不開示とした部分について、「鑑及び1頁の開示箇所を除く部分」と記載するにとどまり、いかなる部分を不開示としたのかが不明確である（なお、別紙は、諮問庁から提出を受けた開示実施文書を基に、当審査会事務局職員に作成させたものである。）。

原処分については、開示請求者が開示実施文書を手に入れない限り、いずれの文書のいかなる部分が不開示とされているのかを了知し得ないほか、不開示部分を明示しないこととする結果、決定の後に具体的な不開示部分を変更して開示実施文書を作成するような恣意を許す余地もあるのであるから、上記のような記載の方法は、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に照らし、適切でないと考えられる。

処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たっては、不開示部分についてより明確に記述するなど、適切な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び6号イに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件不開示部分）

文書	不開示部分	不開示条項
1	鑑並びに1頁の1行目、2行目及び3行目の7文字目ないし4行目の12文字目を除く部分	法5条1号、2号イ及び6号イ
2	鑑並びに1頁の1行目及び3行目を除く部分	法5条1号、2号イ及び6号イ

（注）行数の数は、空白行は行数に数えない。また、文字数の数は、句読点及び半角文字も1文字と数える。